

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三五
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三五
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三六
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
- 道路の区域を変更する件 三六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三九
- 福島県公安委員会 三九
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 三九

## 告 示

### 福島県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田医院	福島市飯坂町字若葉町五一	平成二八年六月一日
葛尾歯科診療所	双葉郡葛尾村落合字菅ノ又六一	同 月九日
つげ歯科クリニック	福島市二子塚字前林二〇一二	同 月一日 年八
東京中央美容外科美容皮膚科 福島下肢静脈瘤クリニック	同 市置賜町七二三 第一佐勝ビル三F	同 月一日 年九
J A 歯科医院もとみや	本宮市本宮字戸崎一四一一	同 月一日
カワチ薬局白河店	白河市昭和町一八八	平成二八年一月一日
桜ヶ丘デンタルクリニック	相馬市中村字川沼四六	同 月一日
富岡町立とみおか診療所	双葉郡富岡町大字小浜字中央三七四一一	同 月一日
いたてクリニック	相馬郡飯館村伊丹沢字山田三八〇	同 月一日
太平洋整形外科クリニック	福島市太平寺字堰ノ上九一一三	同 月一日
まり歯科クリニック	同 市北五老内町六一〇	同 月一日
ミマस्या薬局	同 市松川町字本町一〇四	平成二八年一月三日
たに内科・糖尿病内科クリ	同 市天神町一一二	同 年一

**福島県告示第百五十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等

（社会福祉課）

福島クリニック	同 市松川町浅川字上幸道七一一	平成二九年一月一九日
きくち医院	同 市太平寺字兒子塚三六	平成二八年二月二日
しいの木おうちクリニック	福島市天神町一六一七	同 日
アイン薬局原町店	南相馬市原町区日の出町五四一一五	同 日
あゆみ調剤薬局滝八幡店	西白河郡矢吹町滝八幡一六〇一一	同 日
ウエルシア薬局会津美里店	大沼郡会津美里町字思堀二二五	同 日
ウエルシア薬局福島早稲店	同 市早稲町八一二二 一番丁 キャッスルF	同 日
カワチ薬局笹谷店	同 市笹谷字中谷地一一一一	同 日
まるべりー耳鼻科	同 市太平寺字町ノ内六九一一	同 日
医療法人社団敬愛会福島セントラルクリニック	福島市早稲町八一二二	平成二八年二月一日
ニューロクリニック	同 郡同 村字下前田東五一	同 日
かねこクリニック	西白河郡西郷村字道南東一一	同 日
ウエルシア薬局福島玉川店	石川郡玉川村小高字稲荷巖二四一一	同 日
ウエルシア薬局西白河西郷店	西白河郡西郷村大字米字中山前八四一一〇	同 日
ニック		一月一日

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社マルイ薬局	喜多方市字古寺八六二五一一	平成二八年九月十五日
一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属大越診療所	田村市大越町上大越字古川一〇〇	同 月三〇日
南相馬ひまわり訪問看護ステーション	南相馬市原町区西町二一五五一一	同 年一〇月三二日
医療法人こわた歯科医院	双葉郡浪江町大字幾世橋字田中前一	同 年一月一日
パール歯科クリニック	田村郡小野町大字小野新町字品の木三八一一	同 年一月三日
はやし歯科医院	白河市字道場町一五	同 年二月二三日

（社会福祉課）

**福島県告示第百五十三号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
太平調剤薬局	福島市太平寺堰ノ上九〇一	有限会社山商	会津若松市慶山二一九一〇	平成二八年二月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導
ふじき薬局	喜多方市字江中子四一七九一 一六	同	同	同日	同
千石調剤薬局	会津若松市千石町九一三三	同	同	平成二九年一月六日	同

(社会福祉課)

福島県告示第百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
南東北通所リハビリテーションセンター 大越	田村市大越町上大越字古川一〇〇	一般財団法人脳神経疾患研究所	郡山市八山田七一 一一五	平成二八年九月三〇日	通所リハビリテーション

福島県告示第百五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年三月六日救急病院として認定した。

平成二十九年三月七日

(社会福祉課)

名称 所在地 認定有効期限  
 一般財団法人脳神経疾患研究所 福島市荒井北三一一一三 平成三二年三月五日

所附属南東北福島病院 (地域医療課)

福島県告示第百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、飯崎地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する書類

- 一 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十九年三月八日から (二十日間)  
月二十七日まで
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第二項の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 富岡福太郎 古川嘉勝太 富岡保三 八代栄次 布施宗吉 玉橋重俊 高木馬之助
  - 蛭田文次郎 古川林三郎 古川幸之助 蛭田茂三郎 宮川卯之吉 佐藤治平 猪狩清一郎 蛭田重次 鈴木倉之介 蛭田彌助 布施宗太郎 古川清次 佐藤鉄五郎

會川熊次 八代鉄藏 佐藤廣記 八代貞吉 古川権左衛門 佐藤丑太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定を解除する予定であること。
- 2 解除予定保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する予定である件（平成二十九年福島県告示第八十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

會川譽 會川勝雄 鈴木文平 高田光司 吉田衛 鈴木光助

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

箱崎幸雄

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第六百七十六号）によること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

住友大阪セメント株式会社

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第八百七十六号）によること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

阿久津昶 広野幸作 長谷川作太郎 坂井久枝 長谷川クニ 長谷川平八 長谷川美智子 渡部泰一 阿久津泰男 阿久津貞吉 渡部五郎左 渡部新太郎 廣野照男

阿久津オツマ 永井文右衛門 堀江壽

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第二百三十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道伊王 野白河線	白河市旗宿字白河内七 八番二地先から 同 市旗宿字関ノ森一 三番二地先まで	変更前	九・〇〇	二四四・〇
		変更後	一五・〇〇	二四四・〇
		変更後	九・〇〇	二四四・〇
			一七・〇〇	二四四・〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道須賀 川矢吹線	西白河郡矢吹町三城目 六〇番地先から 同 郡同 町白山一	変更前	七・一〇	一六七・二二
		変更後	一一・三〇	一六七・二二

二九番一地先まで

変更後

七・一〇  
一一・九〇

一六七・二二

(道路計画課)

福島県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二九四号	白河市白坂鷹巣八九番 地先から 同 市白坂鷹巣七〇番 一地先まで	変更前	六・四〇	一二二六・八
		変更後	一三・六〇	一二二六・八
		変更後	八・六〇	一二二六・八
			三六・八〇	一二二六・八

(道路計画課)

福島県告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十九年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称  
郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
県中都市計画道路事業 三・四・百一十一号 東部幹線
- 三 事業認可の年月日  
平成十七年十二月六日
- 四 事業施行期間  
(変更前) 平成十七年十二月六日から平成二十九年三月三十一日まで  
(変更後) 平成十七年十二月六日から平成三十四年三月三十一日まで

五 事業地  
 取用の部分 平成二十四年三月十三日福島県告示第百二十二号の事業地のうち久保  
 田字三御堂地内において事業地を変更する。  
 使用の部分 変更なし  
 (まちづくり推進課)

**福島県告示第百六十六号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月十七日次のとおり指定した。  
 平成二十九年三月七日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内 堀 雅 雄
有限会社小泉書店	田村市船引町船引 字南町通一二九番	平成二十九年三月一日から 平成三十三年九月三〇日まで	売りさばき所の名称 及び所在地	南町通一二九番地 (出納総務課)
			コイズミ書店	
			田村市船引町船引字	

**福島県公安委員会**

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成29年 3月 7日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

**福島県公安委員会規則第2号**

**福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1 会津若松警察署の部城西交番の項中「対馬館町」の次に「、幕内南町、飯寺北一丁目」を加える。

別表第2 田村警察署の部中郷駐在所の項中「桜ヶ丘四丁目」の次に「、大字鷹巣、大字沼沢、大字斎藤、大字西方」を加え、「、大字春沢」を「及び大字春沢」に改め、同部中妻駐在所の項中「中妻駐在所」を「三春岩江駐在所」に、「、大字下舞木、大字鷹巣、大字沼沢、大字斎藤、大字西方」を「及び大字下舞木」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(警 務 課)